

### 【計画の目標】

こどもが人として大切にされ、安心して育ち、自分らしく生きられること  
 (こどもの権利を守ること)

- こどもは、おとなと同じく権利の主体
- ただし、こどもは成長の途中であるため、おとなによる適切な保護・養育や配慮が必要
- こどもの生存や安全・安心にかかわる基本的な権利から、家族等への所属感等のアイデンティティにかかる権利、さらには、より高次の自己実現のための権利までを包括的に保障

### 【計画の基本的考え方(計画の理念)】

- こどもができるだけ「家庭で家族の一員として」育つ(家庭養育優先原則)
  - こどもが家庭で心身ともに健やかに養育されるよう支援することは国や地方公共団体の責務(児童福祉法第3条の2)
- こどもが「自分をずっと支え、つながっていてくれるおとなとの関係」のなかで育つ(パーーマネンシー保障)
  - こども自身が将来を見通せる信頼できるおとなとの関係を見出すことで、愛着(アタッチメント)形成やアイデンティティの確保につながり、そのことがより高次の自己実現のためのベースとなる

### 【計画の先にあるもの】

こどもがいまも、そしてこの先の未来においても(おとなになっても)幸福な生活を送ること

- こども施策の基本法である「こども基本法」第1条中の「将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現」という部分を、社会の構成員であるひとりひとりのこどもの視点に移したもの
- こどものための施策は、未来(将来)における幸福のみでなく、権利の主体であるこどものいま(現在)の幸福をもたらすのでなければならず、それがなければ未来における(おとなになったときの)幸福の実現も難しくなる

### 【長野県の特色】

①専門的な経験やノウハウを持つ乳児院・児童養護施設が多い ②住民にとって最も身近な行政機関である市町村が多い ③広い県域のなかで、風土に根ざした地域ごとのつながりがある

### 【具体的な取組】

#### こどもの思いや意見をきいて、おとながこたえるための取組

- こどもへのサポートの各段階(在宅支援、一時保護、施設入所・里親委託等)における、こどもからの意見聴取
- 被措置児童に対する意見表明等支援事業の実施

主な評価指標	R11目標値
--------	--------

施設や里親の家庭などで生活するこどものうち、意見表明等支援事業を利用可能なこどもの割合

100%

#### ひとりひとりのこどもに合わせた一時保護のための取組

- できるだけ家庭に近い環境での一時保護
- ひとりひとりのこどもに合った一時保護の取組(学習の保障・施設内のルールの簡素化等)
- 県の一時保護所のあり方の見直し

主な評価指標	R11目標値
児童養護施設などが設置している一時保護専用施設又は専用ユニットの数	8～10か所
常時、一時保護委託の打診が可能な里親数(1か所の里親支援センター当たり)	3世帯以上

#### 施設が地域のなかで進化するための取組

- 良好な家庭的な環境となるグループホームの設置促進
- 一時保護専用施設又は専用ユニットの設置促進
- 児童家庭支援センターや里親支援センターの設置促進
- 市町村が実施する家庭支援事業の受託促進
- 障害児入所施設における家庭的環境の整備等

主な評価指標	R11目標値
施設入所定員のうち、グループホーム定員数の割合	50%程度
市町村の家庭支援事業※を委託されている施設の割合	100%

※ここでは家庭支援事業のうちショートステイ及び子育て家庭訪問支援事業を指す

#### 市町村がこどもや家庭をサポートしていくための取組

- 「こども家庭センター」設置・サポートプラン作成の支援
- 市町村による家庭支援事業の積極的な実施による、予防的支援の推進
- 「ショートステイ」等の里親等への委託推進
- 地域における在宅での専門的相談を担う「児童家庭支援センター」の設置促進と市町村との連携強化

主な評価指標	R11目標値
--------	--------

「こども家庭センター」設置市町村数

77市町村

市町村によるショートステイ等の委託が可能な里親・ファミリーホーム

中学校区に1世帯以上

児童家庭支援センターの設置数

15か所

#### こどもを産む前からサポートが必要な母親へのサポートの取組

- 「妊娠婦等生活援助事業」の更なる展開
- 助産制度の周知

主な評価指標	R11目標値
--------	--------

「妊娠婦等生活援助事業」の実施箇所数

4か所

#### こどもが「自分をずっと支え、つながっていてくれるおとなとの関係」を見つけるための取組

- 児童相談所へのパーーマネンシー保障のためのケースマネジメントを行う専門職員による担当チームの設置
- 親子関係再構築支援の充実
- 特別養子縁組の推進

主な評価指標	R11目標値
パーーマネンシー保障・親子関係再構築を行う児童相談所の体制整備	担当チーム設置
児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	10件程度

#### できるだけ家庭と同じ環境である里親・ファミリーホームで生活できるための取組

- 乳幼児については里親・FHへの委託を原則
- 里親リクルートの推進
- 里親のリクルートからこどもの委託後・委託解除後までの一貫した、里親・里子への支援体制の構築

主な評価指標	R11目標値
里親・FHへの委託率	55.6%
里親支援センターの設置数	10か所

#### 施設や里親の家などを経験した人の自立のサポート

- 児童養護施設などにおける児童自立生活援助事業の実施の推進
- 社会的養護自立支援拠点事業の推進

主な評価指標	R11目標値
児童自立生活援助事業の実施箇所数	16以上
「社会的養護自立支援拠点事業」の実施箇所数	2～4か所

#### 児童相談所のはたらきをさらに高めるための取組

- 中核市で児童相談所設置希望があった場合の支援
- 専門職員の確保・育成、スーパーバイザーの育成
- 関係機関との連携強化(措置後の市町村との連携等)
- 児童相談所の配置検討

主な評価指標	R11目標値
こども家庭ソーシャルワーカーの資格を持った児童相談所職員の数	25人以上

#### その他の取組

- 計画の周知や計画の推進を担う人材の育成等

# 長野県社会的養育推進計画(後期計画)により目指す社会的養育の「すがた」

## 基本的な考え方

困難な問題を抱える子どもや家庭をサポートするに当たっては、特に**子ども自身が持つ「つながり」**をできるだけ維持することが必要

必要なサポートをできるだけ子どもや家族の**身近な地域内で完結**

サポートのための資源(施設・サービス)を**地域ごとに整備**

親や家族・親せきとの「つながり」・家や所有物との「つながり」  
地域との「つながり」・学校・友人との「つながり」など

## 目指す「すがた」

**必要となる資源を地域ごとに整備し、市町村・施設・里親・児童相談所等の関係機関が連携して、困難な問題を抱える子どもや家庭をサポート**

措置等  
の段階

### 予防的支援

### 一時保護

### 里親等委託・施設入所

### 退所・自立

提供する（していきたい）サポート等

#### 市町村のこども家庭支援体制の構築

- こども家庭センター設置
- 家庭支援事業の実施
- ショートステイにおける里親等の活用

#### 児童家庭支援センターの機能強化

- 児童家庭支援センターの設置促進
- 市町村との連携強化

#### 妊産婦等生活援助事業の実施

- 特定妊婦等への支援

#### 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障

- 児相内に専門チームを設置
- 親子関係再構築の推進
- 特別養子縁組等の推進

#### 一時保護改革に向けた取組

- 一時保護委託における里親等の活用
- 一時保護専用ユニットの設置

#### 里親等への委託の推進

- 担い手となる里親等のリクルート・支援
- 里親等委託の増
- 里親支援センターの整備

#### 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換

- グループホームの設置促進、
- 市町村家庭支援事業の受託促進
- 児童家庭支援センター等の設置

#### 社会的養護自立支援の推進

- 児童自立生活援助
- 事業の推進
- 社会的養護自立支援拠点事業の整備

# 長野県における社会的養育推進に向けた主な資源整備の目標等

こどもの数(18歳未満人口)

275,164人 (R6.10.1時点)



247,936人 (R11.10.1見込)  
(△27,228人・△9.9%)

被措置児童※の数

550人 (R6.3末時点)



473人 (R12.3末見込)  
(△77人・△14.0%)

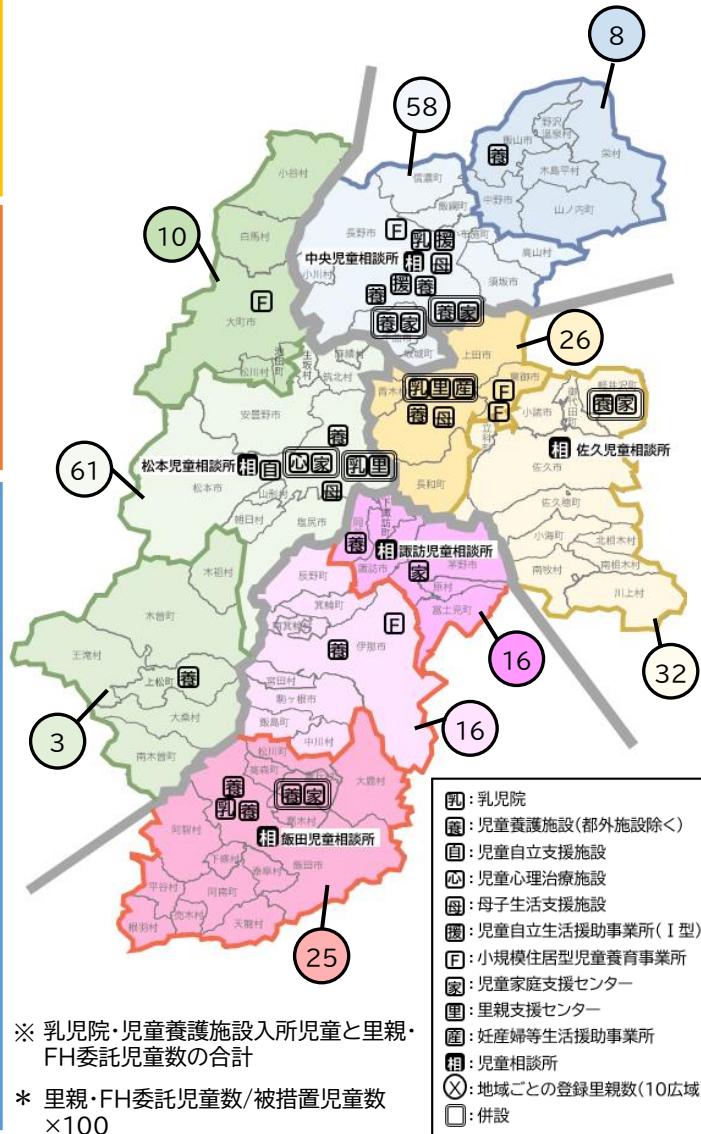
里親等委託児童の数・委託率\*  
(R6.3末時点)

	人数	委託率
0～2歳	19人	38.8%
3～6歳	29人	38.2%
7～17歳	70人	16.5%
合計	118人	21.5%



(R12.3末目標)

	人数	委託率
0～2歳	33人	75.0%
3～6歳	45人	75.0%
7～17歳	185人	50.0%
合計	263人	55.6%



市町村こども家庭センター

(R6.4.1時点)

こども家庭センター設置市町村

32

(R11目標)

77

施設等

(R6.4.1時点)

(R11目標)

乳幼院	4
児童養護施設	14
児童自立支援施設	1
児童心理治療施設	1
母子生活支援施設	3
児童自立生活援助事業所(Ⅰ型)	2
児童自立生活援助事業所(Ⅱ型)*1	なし
児童自立生活援助事業所(Ⅲ型)*2	なし
児童家庭支援センター*3	6
里親支援センター*4	2
妊娠婦等生活援助事業所*5	1
社会的養護自立支援拠点*6	なし

4
14
1
1
3
2+
増
増
11~15
10
4
2~4

\*1 児童養護施設での事業実施を想定

\*2 里親・ファミリーホームでの実施を想定

\*3 10広域に最低1箇所設置(人口・面積、機能に応じ複数設置)を目標

\*4 原則10広域に1箇所設置(人口に応じ未設置・複数設置あり)を目標

\*5 4ブロックに1箇所設置を目標

\*6 最低、南北に1箇所(できれば4ブロックに1箇所)設置を目標

里親・ファミリーホーム

(R6.4.1時点)

(R11目標)

登録里親数	255
小規模住居型児童養育事業所 (ファミリーホーム)	5

500
15

\* 左記の委託率目標のために必要な登録里親数・ファミリーホーム数(登録里親等のうち、実際に委託を受けている割合をもとに算出)

## 社会的養育推進計画(後期計画)の実施体制や令和7年度のスケジュール等について

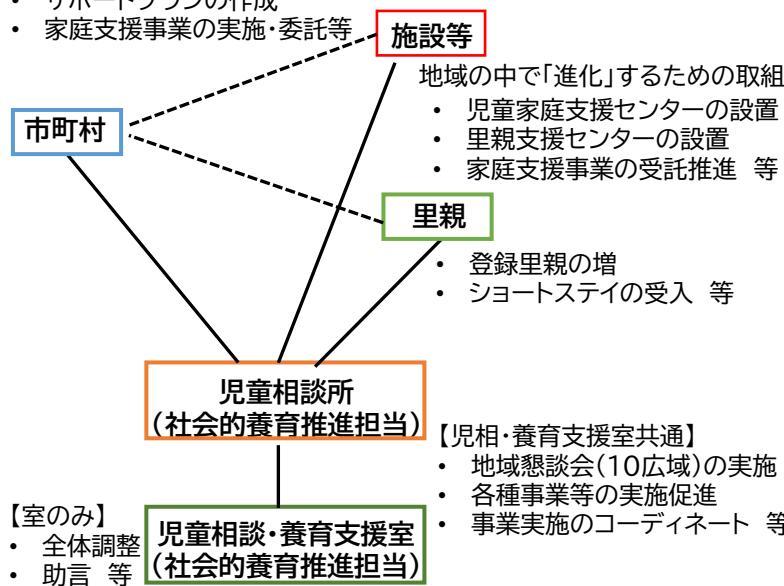
長野県社会的養育推進計画(後期計画)で掲げた2つの理念※の実現に向け、困難な問題を抱えるこどもと家庭を、可能な限り地域の中でサポートしていくため、児童相談・養育支援室及び各児童相談所に社会的養育推進担当者を配置

- ※ 後期計画の理念
  - 家庭養育優先原則 こどもができるだけ生まれた家庭で育てられるようすること、それができない場合でも、できるだけ家庭環境で育てられること
  - パーマネンシー保障 こどもが永続的であると信頼できる、特定のおとなとの情緒的な「つながり」を保障すること

### 実施体制等

R6計画策定時に、10地域で実施した地域懇談会の枠組みを活用した実施体制等を構築

- ・「こども家庭センター」設置
- ・サポートプランの作成
- ・家庭支援事業の実施・委託等



### 社会的養育推進担当等について

社会的養育推進の全体統括、施設の進化の促進、市町村相談支援体制の整備等をなうため、令和7年度から、各児童相談所及び児童相談・養育支援室に「社会的養育推進担当者」を配置

→こどもや家庭のニーズを把握しながら、地域の資源整備、個別事業の実施、関係施設の進化等に向けたサポートを実施

R7年度からの児相等の関係職員		取組内容
社会的養育推進担当者		社会的養育推進の全体統括、市町村相談支援体制の整備、施設の進化の促進等
パーマネンシー担当者		パーマネンシー保障の徹底(親子関係再構築支援、家庭養育移行を含む)
QPI(※)担当者		里親養育の拡大と質の向上

※QPIとは、クオリティ・ペアレンティング・イニシアティブのこと、里親、フォースタリング機関、児童相談所のパートナーシップのもと里親養育の質を上げ、実親とも協働してこどもの育ちをサポートしていくためのアメリカ発祥の取組のこと

### R7スケジュール(案) ※2回目以降の地域懇談会は地域の実情に合わせて回数・時期を決定

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
● 市町村はじめ関係機関等に計画等配付			● スタートアップ研修 ● 地域懇談会等① ※地域の状況に応じ、年度内に2回以上実施 ● 市町村支援ワークショップ ※希望市町村を対象に年度内に4回実施		● 地域懇談会等②		● 地域懇談会等③		● 地域懇談会等④		

(随时)社会的養育推進担当者への相談(市町村のこども家庭支援体制の構築、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換、里親への家庭支援事業委託等)

長野県社会的養育推進計画(後期計画) 地域懇談会の方向性(各地域の現状・課題と今後の方向性)

R7.7.11 児童相談養育支援室

	(R6年度 地域懇談会結果から) 市町村のサポート体制	(R6年度 地域懇談会結果から) 地域資源の整備状況・課題等	R7年度 地域懇談会 主な議論の方向性(案)
佐久地域	小規模町村も多いが、こども家庭センター設置等の動きが具体化しつつある	ケース対応をもとに、児童家庭支援センターを中心に支援体制を検討	・こども家庭センターの設置促進 ・児童家庭支援センターを中心とする支援体制の検討
上田地域	デイサービス(第三の居場所)や里親ショートステイなどモデルとなる取組	モデルとなる取組の地域内での拡充・浸透、共同実施等の方向性	・里親ショートステイ等のショートステイ事業拡充 ・児童育成支援拠点事業の実施検討
諏訪地域	ショートステイに加え、家庭支援のメニューを増やしていく段階	市町村共同での支援体制を構築するため、旗振り役が必要。里親確保の課題	・児童家庭支援センター等を中心とする体制づくり ・地域ニーズを踏まえた家庭支援事業の充実
上伊那地域	家庭支援事業を含めた様々なメニューが立ち上がりつつある	在宅↔措置の継続的支援の担い手として、児童家庭支援センター等へ期待	・家庭支援事業の更なる拡充や推進 ・児童家庭支援センター等の設置・連携について検討
南信州地域	先行自治体があり、こども家庭センター設置等の動きが拡がりつつある	予防的支援の充実と、施設のあり方・事業展開の方向をどう結び付けるか	・こども家庭センターの設置促進 ・予防的支援の充実と施設の事業展開について検討
木曽地域	ケース数は多くないが、支援を要する家庭を町村がそれぞれ工夫しながら支援	地域内でニーズを把握し、施設を含め、資源の共同利用や創出の取組を検討	・地域内におけるニーズの共通的な把握 ・共通のニーズに対して、地域内で資源の利用検討
松本地域	3市が共通した取組を模索するほか、町村もそれぞれ支援の充実に向けて取組	地域内の人口や市町村が多いため、市部と郡部ごとの取組が必要か	・3市と町村それぞれの取組と課題について整理 ・市部と郡部ごとの取組の検討
北アルプス地域	各市町村がこども家庭センター設置等の取組を進めてきている	地域内での市町村共同の検討を推進。「施設」がないなかでの体制づくりを検討	・市町村共同による家庭支援事業の実施を検討 ・児童家庭支援センターや家庭支援事業の担い手の洗い出し・活用にむけた取組
長野地域	長野市と他の市町村では実情が異なるが、こども家庭センター設置等の取組	長野市ではNPO法人等も活躍。地域ごと市町村ごとに取組を検討する必要性	・地域ごと市町村ごとの取組について検討 ・地域などで課題を整理して、取組について検討
北信地域	先行する自治体を中心に、そのやり方を他の市町村に導入していく動き	ショートステイを地域内で完結できる受け皿づくりなど、施設を含め資源整備へ	・先行する自治体の取組を域内で共通化 ・ショートステイを地域内で完結できる受け皿づくりに関する取組

\*【注意】ピンク色のセルのみ入力。ブルー(自動計算)及びグレー(入力不要)は入力しない。

## I 基礎データ

1.人口(人)【R6.4.1時点】	備考
総人口(人)	
3歳未満人口(人)【0~2歳】	
3歳以上~就学前人口(人)【3~5歳】	
学童期以降人口(人)【6歳~17歳】	

## II 要保護児童対策地域協議会にすること

2.要保護児童対策地域協議会登録ケース数【R7.3.31時点】	備考
①要保護児童(虐待)及びその保護者(ケース)	ケース数
②要保護児童(虐待以外)及びその保護者(ケース)	ケース数
③要支援児童及びその保護者(ケース)	ケース数
④特定妊婦(ケース)	ケース数
登録ケース合計(ケース)	0 ケース 自動計算
登録ケースの児童人口に占める割合(%)	#DIV/0! 自動計算
3.要保護児童対策地域協議会の会議の開催回数	
代表者会議(回)【令和6年度実績】	
実務者会議(回)【令和6年度実績】	
個別ケース検討会議(回)【令和6年度実績】	
4.要保護児童対策地域協議会に参画している児童家庭支援センター(ブルダウンから選択)【令和6年度】	
ブルダウンから選択	3つまで選択可
ブルダウンから選択	3つまで選択可
ブルダウンから選択	3つまで選択可
5.要保護児童対策地域協議会における児童家庭支援センターの支援状況【令和6年度実績】	
要対協に参画する児童家庭支援センターが支援に入っているケース数	ケース数
上記のうち、児童家庭支援センターが主担当になっているケース数	ケース数
6.貴市町村から児童相談所を通じた措置・委託に至った人数【R7.3.31時点】	0~2歳 3歳~5歳 6歳以上 計 備考
里親・ファミリーホームへの委託人数(人)【一時保護委託を除く】	0 人 実人数
乳児院への入所措置となった人数(人)【一時保護委託を除く】	0 人 実人数
児童養護施設への入所措置となった人数(人)【一時保護委託を除く】	0 人 実人数
計(人)	0 人 0 人 0 人 0 人 実人数
上記「計(人)」のうち貴市町村が所在する圏域(広域)内に措置されている人数	0 人 実人数
里親等委託率(%)	#DIV/0! #DIV/0! #DIV/0! #DIV/0! 自動計算
児童自立支援施設への入所措置となった人数(人)【一時保護委託を除く】	0 人 実人数
児童心理治療施設への入所措置となった人数(人)【一時保護委託を除く】	0 人 実人数
障害児入所施設への入所措置となった人数(人)【一時保護委託を除く】	0 人 実人数
計(人)	0 人 0 人 0 人 0 人 実人数
児相から児童家庭支援センター等の民間機関への在宅指導委託*となった人数(人)	実人数

\*貴市町村から児童相談所を通じた措置・委託に至った人数には、県外に転居したケース含む、県内に転居の場合は、転居先の市町村で計上する。

\*表中の「法」はすべて「児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)」をさす。

## III こども家庭センター等に関するこ

9.こども家庭センター設置の有無【R7.4.1時点。ブルダウンから選択】	選択
10.こども家庭センター設置数【R7.4.1時点。設置件数満たす施設を記入】	支所等含まず
11.こども家庭センターの職員数(人)【R7.4.1時点。該当する職員の人数を記載】	
正規職員(専任)	正規職員(兼任)
会計年度(フル・兼任)	会計年度(パート・専任)
12.サポートプラン作成の有無【R7.3.31時点。ブルダウンから選択】	選択
13.サポートプランを作成して支援中のケース数【R7.3.31時点】	
①要保護児童(虐待)及びその保護者	ケース数
②要保護児童(虐待以外)及びその保護者	ケース数
③支援児童及びその保護者	ケース数
④特定妊婦	ケース数
⑤要対協登録外(その他)	ケース数
14.サポートプランにおける対象者との協働(ブルダウンから1つ選択)	
ブルダウンから選択	
15.支援対象者との協働等サポートプラン作成上の工夫と課題(記述)	設問15_(記述) "AI" ←リンク先に記述
16.地域子育て相談機関(法第10条の3第1項)設置の有無【R7.4.1時点】	選択
17.地域子育て相談機関の設置場所と設置数(以下の①~⑤に箇所数を入力)【R7.4.1時点】	
①保育所	
②幼稚園	
③認定こども園	
④その他の地域子育て支援拠点事業の実施場所	
⑤①~④以外	

## IV 市町村家庭支援事業\*にすること

\*市町村家庭支援事業とは児童福祉法第21条の18に規定の以下の6事業を指す。

	子育て短期支援事業	養育支援訪問事業	一時預かり事業	子育て世帯訪問支援事業	児童育成支援拠点事業	親子関係形成支援事業	備考
19.市町村家庭支援事業の実施の有無【R7.4.1時点。左の事業全て必須選択】	選択	選択	選択	選択	選択	選択	選択 未実施も含め必須回答
20.市町村家庭支援事業の実施・拡充に向けた課題等(ブルダウンから1つ選択)	選択						
【実施しない場合のみ】最大の理由【ブルダウンで以下から選択】	選択						
①ニーズ調査等はしていないがニーズがないと思われる							
②事業を実施したいが地域に適当な委託先等がない							
③事業を実施したいが予算の確保が困難である							
④その他【④その他を選んだ場合、左記リンク先に理由を記入】	設問20-1_(記述) "AI" ←リンク先に記述						
【実施の場合のみ】拡充に向け最大の課題【ブルダウンで以下から選択】	選択						
⑤ニーズに見合った委託先等の確保ができる							
⑥事業を拡充したいが十分な委託先等の確保が困難である							
⑦事業を拡充したいが予算の確保が困難である							
⑧その他【⑧その他を選んだ場合、左記リンク先に理由を記入】	設問20-2_(記述) "AC4" 設問20-2_(記述) "AC5" 設問20-2_(記述) "AC6" 設問20-2_(記述) "AC7" 設問20-2_(記述) "AC8" 設問20-2_(記述) "AC9" 設問20-2_(記述) "AC10" ←リンク先に記述	設問20-2_(記述) "AC4" 設問20-2_(記述) "AC5" 設問20-2_(記述) "AC6" 設問20-2_(記述) "AC7" 設問20-2_(記述) "AC8" 設問20-2_(記述) "AC9" 設問20-2_(記述) "AC10" ←リンク先に記述	設問20-2_(記述) "AC4" 設問20-2_(記述) "AC5" 設問20-2_(記述) "AC6" 設問20-2_(記述) "AC7" 設問20-2_(記述) "AC8" 設問20-2_(記述) "AC9" 設問20-2_(記述) "AC10" ←リンク先に記述	設問20-2_(記述) "AC4" 設問20-2_(記述) "AC5" 設問20-2_(記述) "AC6" 設問20-2_(記述) "AC7" 設問20-2_(記述) "AC8" 設問20-2_(記述) "AC9" 設問20-2_(記述) "AC10" ←リンク先に記述	設問20-2_(記述) "AC4" 設問20-2_(記述) "AC5" 設問20-2_(記述) "AC6" 設問20-2_(記述) "AC7" 設問20-2_(記述) "AC8" 設問20-2_(記述) "AC9" 設問20-2_(記述) "AC10" ←リンク先に記述	設問20-2_(記述) "AC4" 設問20-2_(記述) "AC5" 設問20-2_(記述) "AC6" 設問20-2_(記述) "AC7" 設問20-2_(記述) "AC8" 設問20-2_(記述) "AC9" 設問20-2_(記述) "AC10" ←リンク先に記述	設問20-2_(記述) "AC4" 設問20-2_(記述) "AC5" 設問20-2_(記述) "AC6" 設問20-2_(記述) "AC7" 設問20-2_(記述) "AC8" 設問20-2_(記述) "AC9" 設問20-2_(記述) "AC10" ←リンク先に記述
21.【子育て短期支援事業(ショートステイ)】利用者延べ日数【令和6年度実績】	↓自動計算*↓	↓【ショートステイ事業 貴市町村の委託単位に応じて該当箇所に入力】↓					
【子育て短期支援事業】①2歳未満・慢性疾患児(日)	0.00 日	1泊又は1日 (24時間) 単位	=	1日 単位	=	1時間 単位	*【自動計算】以下で便宜的に算出 1泊又は1日(24時間) 単位は1日、1日単位 は0.05日、1時間単位は0.05日
【子育て短期支援事業】②2歳以上児(日)	0.00 日						
【子育て短期支援事業】③親子入所する場合及び緊急一時保護の親(日)	0.00 日						
22.【子育て短期支援事業(ショートステイ)】設問21のうち、里親への委託・再委託*にかかる利用者延べ日数【令和6年度実績】	↓自動計算*↓	↓【ショートステイ事業 貴市町村の委託単位に応じて該当箇所に入力】↓					
【子育て短期支援事業】①2歳未満・慢性疾患児(日)	0.00 日	1泊又は1日 (24時間) 単位	=	1日 単位	=	1時間 単位	*再委託とは、施設や里親支援センターに委託後、施設等が里親へ委託する場合。この件数を施設や里親支援センター委託分には重ねて計上しない
【子育て短期支援事業】②2歳以上児(日)	0.00 日						
【子育て短期支援事業】③親子入所する場合及び緊急一時保護の親(日)	0.00 日						
23.【子育て短期支援事業(トワイライトステイ)】利用者延べ日数【令和6年度実績】							
【子育て短期支援事業】①夜間養護事業(基本分)(日)							
【子育て短期支援事業】②夜間養護事業(宿泊分)(日)							
【子育て短期支援事業】③休日預かり事業(日)							
24.【養育支援訪問事業】訪問件数【令和6年度実績】							
【養育支援訪問事業】①専門的相談支援(件)							
【養育支援訪問事業】②助産師等による訪問支援(件)							
25.【一時預かり事業】合計延べ利用人件数(人)【令和6年度実績】							
26.【子育て世帯訪問支援事業】合計延べ時間数(時間)【令和6年度実績】							
27.【児童育成支援拠点事業】延べ利用人件数(人)【令和6年度実績】							
28.【親子関係形成支援事業】延べ利用人件数(人)【令和6年度実績】							
29.事業を委託している児童養護施設があれば○【R7.4.1時点。ブルダウンから選択】							
①善光寺大本願乳児院	選択	選択	選択	選択	選択	選択	
②松本赤十字乳児院	選択	選択	選択	選択	選択	選択	
③うえだみなみ乳児院	選択	選択	選択	選択	選択	選択	
④風越乳児院	選択	選択	選択	選択	選択	選択	
30.事業を委託している児童養護施設があれば○【R7.4.1時点。ブルダウンから選択】							
①軽井沢学園	選択	選択	選択	選択	選択	選択	
②木曽ねざめ学園	選択	選択	選択	選択	選択	選択	
③三帰寮	選択	選択	選択	選択	選択	選択	
④恵愛	選択	選択	選択	選択	選択	選択	
⑤松代福祉寮	選択	選択	選択	選択	選択	選択	
⑥円							